

### 3-7 放射性物質に係る廃棄物の取扱いについて

放射性物質に係る廃棄物の取扱いについて下記の通り管理規程を定める。

#### 1. 受入基準

受入廃棄物において放射能濃度 8,000Bq/Kg 以下 (134Cs 及び 137Cs の合計) を受入基準とし、8,000Bq/Kg 超は受入れない。

#### 2. 廃棄物の放射能濃度による区分と対応内容

下記の方法に従い測定、埋め立て管理するものとする。

|         | 指定廃棄物<br>(8,000超10万ベクレル以下)  | 特定産業廃棄物・特定一般廃棄物<br>(8,000ベクレル以下)   | 指定・特定以外の廃棄物<br>(産業廃棄物・一般廃棄物)  |
|---------|---|--|---|
| 発生場所    | 国が指定する都道府県  | 国が指定する都道府県   | 全国  |
| 当社マニュアル | <input type="checkbox"/> 排出者の実施内容<br>(該当なし)<br><br><input type="checkbox"/> 当社の実施内容<br>(搬入不可) | <input type="checkbox"/> 排出者の実施内容<br>・月1回、濃度測定して分析表を当社に毎月10日までに提出する<br><br><input type="checkbox"/> 当社の実施内容<br>・排出者が分析した分析表を毎月10日までに取得する<br>・月1回、濃度測定する(8,000ベクレル超の場合は排出者に持ち帰らせるものとする) | <input type="checkbox"/> 排出者の実施内容<br>・新規契約者においては、契約締結までに濃度分析し、分析表を当社に提出するものとする<br>(汚泥・燃え殻・ばいじん・13号廃棄物のみとする)<br><br><input type="checkbox"/> 当社の実施内容<br>・新規契約者に対し、契約締結まで排出者が濃度分析した分析表を取得するものとする<br>(汚泥・燃え殻・ばいじん・13号廃棄物のみとする) |

※上記対応内容において法律での定めは無し

#### 3. 空間線量の測定ポイントと測定頻度

| 場所           | 測定ポイント | 頻度    |
|--------------|--------|-------|
| 入口境界線        | 1ヶ所    | 1回/7日 |
| 管理棟事務所横      | 1ヶ所    |       |
| 第Ⅰ埋立地場内      | 1ヶ所    |       |
| 第Ⅱ埋立地場内      | 1ヶ所    |       |
| 第Ⅱ埋立地管理用道路   | 1ヶ所    |       |
| 第Ⅰ水処理施設      | 1ヶ所    |       |
| 第Ⅱ水処理施設      | 1ヶ所    |       |
| 貯留堰堤北側       | 1ヶ所    |       |
| 林道大福山線       | 1ヶ所    |       |
| 北側覆土置き場敷地境界線 | 1ヶ所    |       |

※入口敷地境界及び埋立地からの最短距離の林道以外は法律の定め無し

#### 4. 放射能濃度を対象とする水質モニタリング調査 (Bq/kg)

| 対象           | 頻度   | 備考  |
|--------------|------|---|
| 地下水          | 1回/月 | I 期、2ヶ所以上 No.1, 2, 3, 4モニタリング井戸、I 系地下水集水ピット |
|              |      | II 期、2ヶ所以上 No.5モニタリング井戸、II 系地下水集水ピット        |
| 浸出水          | 1回/月 | II 期、I 期                                    |
| 放流水<br>(放流口) | 1回/月 | —   |

※1 地下水については1処分場につき2ヶ所以上月1回、放流水は月1回法律の定め有り

※2 浸出水については法律の定め無し

※基準値

134Cs で 60Bq/L、137Cs で 90Bq/L を排水濃度限度（線量濃度）とし、それぞれの測定濃度の排水濃度限度に対する割合の和が3ヶ月平均で1を超えないこと。

浸出水において放射性セシウムが検出され、134Cs と 137Cs の合量が 60Bq/L に達した場合、放射性セシウム除去システムに通水し、基準値以下での管理を行う。

また、放流口において基準値を超過した場合は放流を停止する。

#### 5. 実効線量 【作業員の累積被曝線量 (Sv)】

| 対 象                          | 管理方法     | 基準値    |
|------------------------------|----------|--------|
| オペレーター                       | 個人用測定器携帯 | 1mSv/年 |
| 事務員                          | 管理棟内空間測定 |        |
| 水処理施設管理                      | 個人用測定器携帯 |        |
| 外注委託工事（埋立地内作業 : 1日4hr 以上の場合） | 個人用測定器携帯 |        |

※上記内容においては法律の定め無し

累積線量測定を日々行い、月次にて継続的に集計管理する。

累積線量が基準値に近づく場合においては、作業シフトを変更する等の管理を行い、且つ基準値を超過した場合は、その作業に従事させない等対処する。

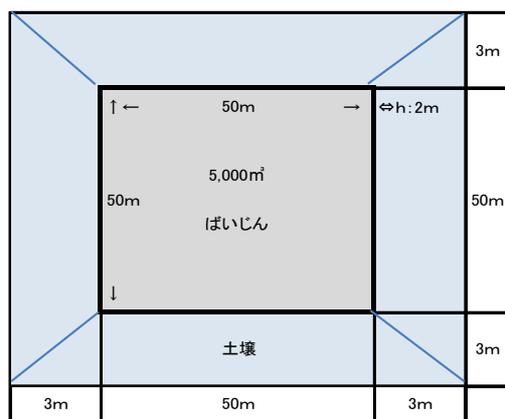
#### 6. 埋立方法

受入廃棄物については以下の埋立を行う。

- 1) 分散しないように埋立を行い、埋立位置及び範囲を明確にする。
- 2) 放射性物質汚染対処特措法対象のばいじん(以下「対象廃棄物」という。)を埋立てる場合には、対象廃棄物の飛散・雨水の侵入を抑制するために、遮水シートでの被覆の措置を講ずる。

3) 対象廃棄物の埋立方法

ばいじんの四方を土壌を三角形(底面3m、上部0m)して囲み、上部を遮水シートで覆う



<5,000m<sup>3</sup>の場合>

土壌使用量 640m<sup>3</sup>

7. 測定結果と記録の保存

- 1) 測定結果においては当保存管理とする。
- 2) 当該廃棄物の搬入量及び埋立位置は当社記録・保管とする

8. 情報公開

当社ホームページにて以下の情報公開を行う

- 1) 特定産業廃棄物・特定一般廃棄物の受入量及び放射性物質濃度 (Bq/kg)
- 2) 埋立エリア、及び処分場周囲の空間線量率 (Sv) (上記 2. 測定結果)
- 3) 放流水 (放流口) の放射性セシウムの濃度 (Bq/L) (上記 4. 放流水 (放流口) 測定結果)

※上記内容においては法律の定め無し